

広島県告示第三百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。
 令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	一般社団法人 広島県自動車 整備振興会
住所又は事務所 の所在地	広島市西区観音 新町四丁目一三 番一三―三三号
指定をした日	令和八年三月一 六日
委託した公金事 務に係る歳入等 の 内 容	一般社団法人広 島県自動車整備 振興会及び一般 社団法人広島県 自動車整備振興 会福山支所にお ける自動車税に 係る徴収金の収 納事務
委託をした日 （委託期間）	令和八年四月一 日 （令和八年四月 一日から委託契 約期間終了日ま で。なお、委託 契約期間終了後、 同内容で再契約 した後も有効と する。）